

第 11 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 19 年 1 2 月 2 0 日 (木曜日)

議事日程

平成 19 年 1 2 月 2 0 日 午前 9 時 3 3 分開議

1. 開議宣告

1. 議事日程の報告

- 日程第 1 議案第 139 号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 140 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 3 議案第 141 号 政治倫理の確立のための大山町長の資産等の公開に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 142 号 大山町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 143 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 144 号 物品購入契約の締結について (平成 19 年度建設機械整備費
補助金除雪機械購入)
- 日程第 7 議案第 145 号 町道路線の認定について (所子中高線)
- 日程第 8 議案第 146 号 大山町飯戸辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 9 議案第 147 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 10 議案第 148 号 平成 19 年度大山町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 11 議案第 149 号 平成 19 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 12 議案第 150 号 平成 19 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 13 議案第 151 号 平成 19 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 14 議案第 152 号 平成 19 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 15 議案第 153 号 平成 19 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 議案第 154 号 平成 19 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 17 議案第 155 号 平成 19 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 18 議案第 156 号 平成 19 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 19 議案第 157 号 平成 19 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 20 陳情第 13 号 「JR 不採用問題の解決に向けた協議の開始を求める意見

書」の提出を求める陳情

- 日程第 21 陳情第 14 号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める陳情
- 日程第 22 陳情第 15 号 「保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書」採択を求める陳情
- 日程第 23 発議案第 10 号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書の提出について
- 日程第 24 発議案第 11 号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について
- 日程第 25 新町まちづくり調査特別委員会の調査報告について
- 日程第 26 行財政調査特別委員会の調査報告について
- 日程第 27 議員派遣について
- 日程第 28 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 29 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 30 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 31 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）
-

本日の会議に付した事件

1. 開議宣告

1. 議事日程の報告

- 日程第 1 議案第 139 号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 140 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 141 号 政治倫理の確立のための大山町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 142 号 大山町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 143 号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 144 号 物品購入契約の締結について（平成 19 年度建設機械整備費補助金除雪機械購入）
- 日程第 7 議案第 145 号 町道路線の認定について（所子中高線）
- 日程第 8 議案第 146 号 大山町飯戸辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 9 議案第 147 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 10 議案第 148 号 平成 19 年度大山町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 11 議案第 149 号 平成 19 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 150 号 平成 19 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

- 日程第 13 議案第 151 号 平成 19 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 14 議案第 152 号 平成 19 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 15 議案第 153 号 平成 19 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 議案第 154 号 平成 19 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 17 議案第 155 号 平成 19 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 18 議案第 156 号 平成 19 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 19 議案第 157 号 平成 19 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 20 陳情第 13 号 「JR 不採用問題の解決に向けた協議の開始を求める意見書」の提出を求める陳情
- 日程第 21 陳情第 14 号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める陳情
- 日程第 22 陳情第 15 号 「保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書」採択を求める陳情
- 日程第 23 発議案第 10 号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書の提出について
- 日程第 24 発議案第 11 号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について
- 日程第 25 新町まちづくり調査特別委員会の調査報告について
- 日程第 26 行財政調査特別委員会の調査報告について
- 日程第 27 議員派遣について
- 日程第 28 閉会中の継続調査について (総務常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 29 閉会中の継続調査について (教育民生常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 30 閉会中の継続調査について (経済建設常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 31 閉会中の継続調査について (議会運営委員会 所管事務調査)

出席議員 (20 名)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 近 藤 大 介 | 2 番 西 尾 寿 博 |
| 3 番 吉 原 美 智 恵 | 4 番 遠 藤 幸 子 |
| 5 番 敦 賀 亀 義 | 6 番 森 田 増 範 |
| 7 番 川 島 正 寿 | 8 番 岩 井 美 保 子 |
| 9 番 秋 田 美 喜 雄 | 10 番 尾 古 博 文 |
| 11 番 諸 遊 壤 司 | 12 番 足 立 敏 雄 |
| 13 番 小 原 力 三 | 14 番 岡 田 聰 |

15番 二宮 淳一
17番 野口 俊明
19番 荒松 廣志

16番 椎木 学
18番 沢田 正己
21番 鹿島 功

欠席議員（1名）

20番 西山 富三郎

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸遊 雅照 書記 …………… 汐田 美穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山口 隆之	副町長……………	田中 祥二
教育委員長……………	小原 康正	教育長 ……………	山田 晋
大山支所長 ……………	河崎 博光	中山支所長 ……………	福田 勝清
総務課長 ……………	田中 豊	企画情報課長 ……………	小谷 正寿
住民生活課長 ……………	後藤 透	税務課長 ……………	野間 一成
地域整備課長 ……………	押村 彰文	農林水産課長 ……………	池本 義親
水道課長 ……………	小西 正記	福祉保健課長 ……………	戸野 隆弘
人権推進課長 ……………	近藤 照秋	教育次長……………	狩野 実
社会教育課長 ……………	麴谷 昭久	幼児教育課長……………	高木 佐奈江
観光商工課長 ……………	福留 弘明	大山振興課長……………	斉藤 淳
診療所事務局長……………	中田 豊三	農業委員会事務局長…	高見 晴美

午前9時33分 開会

開議宣告

○議長（鹿島 功君） 皆さんおはようございます。いよいよ12月定例議会、今日が最終日となりました。最後となりますが、ひとつ慎重質疑いただきますようお願いいたします。本日は、質疑・討論・採決を行なっていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第139号

○議長（鹿島 功君） 日程第1、議案第139号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第139号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第139号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第140号

○議長（鹿島 功君） 日程第2、議案第140号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第140号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第140号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第141号

○議長（鹿島 功君） 日程第3、議案第141号 政治倫理の確立のための大山町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第141号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第141号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第142号

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案第142号 大山町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第142号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第142号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第143号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、議案第143号 大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議題となりました議案第143号については、訂正の申し出がありましたので、これを許します。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。お許しをいただきましたので、議案の訂正のお願いを申し上げます。大変このたびご迷惑をおかけして申し訳ありません。訂正の内容につきましては、担当課長の方からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。

○税務課長（野間一成君） このたびは、たびたび議案第143号の訂正をお願いしまして、誠に申し訳ございません。

内容といたしましては、議案第143号中の1、2ページを全部差し替えるものでございます。事前の確認チェックが不十分でございまして、このようなことになりました。誠に申し訳ございません。今後このようなことがないように、万全を期する所存でござい

す。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） お諮りします。ただいまの議案訂正について、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって議案訂正について、許可することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第143号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第143号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第144号

○議長（鹿島 功君） 日程第6、議案第144号 物品購入契約の締結について（平成19年度建設機械整備費補助金除雪機械購入）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第144号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第144号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第145号

○議長（鹿島 功君） 日程第7、議案第145号 町道路線の認定について（所子中高

線)を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(7番 川島正寿君) 議長。

○議長(鹿島 功君) 7番、川島正寿君。

○議員(7番 川島正寿君) この所子線につきましてですが、山陰道に連結するという
ことで、これを整備するという事は非常にいいことだと思っておりますが、従来、土地
改良区が作った道路がこの路線の中にございます。今までわれわれ改良区、そして住民は、
町道、そういった部落間連絡道と町道認定のお願いをした経緯がございますが、その場合
に、舗装圧が足らん、幅員が足らん、路盤の構造が違うというような理由でなかなか認定
に至っておりませんが、その辺の基準が現在ほどのようになっておるのか、お尋ねしたい
と思います。

○議長(鹿島 功君) 町長。

○町長(山口隆之君) 議長。川島議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長(鹿島 功君) 地域整備課長。

○地域整備課長(押村彰文君) 川島議員さんの質問にお答えをいたします。町道認定基
準ということについてというご質問でございます。

国道、県道、町道、いわゆる道路法に基づいて指定なり認定を要する路線の認定基準で
ございますけれど、国道、県道については、道路法の中で認定の基準が明確に示してござ
います。しかしながら町道につきましては、町内の、と言いますか地元のですね、意見を
尊重しながら、町道に認定するという事で、道路法上では明確な認定基準は示してござ
いません。そういう中で町道を認定するにあたりまして、ある一定の基準は道路管理者と
して定めておりますが、その中に舗装圧でありますとか、幅員でありますとか、細かい構
造基準までは設けておりません。と、言いますのは、町道として必要だとする道路であり
ますれば、幅員構成、あるいは舗装構成が貧弱であれば町道に見合うような機能を持つよ
うに改良整備をするという前提で町道認定をするべきだというふうに考えています。以上
です。

○議員(7番 川島正寿君) 議長。

○議長(鹿島 功君) 7番、川島正寿君。

○議員(7番 川島正寿君) 今、課長の答弁ではその必要性という具合に認められれば
ということがございました。例を挙げて説明をしますと、名和地区の名和川の上流にあり
ますし尿処理場から、下坪田部落を通りまして上坪田の旧農協に至るまでの路線で、構造
改善で造りました道路がございます。こういったものは従来の町道は、下坪田部落の部落
中を造っておりますが、現時点ではその道路の方が、はるかに利用度が高く、住民の皆
さん、一般の人が車両も通っています。こういった道路については、どのように申請して
いけば町道認定になれるのかお願いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。川島議員さんの再質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 地域整備課長。

○地域整備課長（押村彰文君） ただいまの質問にお答えいたしますが、今お聞きした範囲の中で、その道路が町道が持つべき機能を有しているかどうかの判断は、この場では致しかねます。どのようにして町道認定の申請をすればいいかということでございますが、まず、部落代表さんの方から、とりあえず道路管理をしております地域整備課の方にご相談をいただきまして、その上で現地を確認するなりですね、意見を聞くなりしながら、町道として、認定すべき性格機能をもっているかの判断をしていくということになるというふうに考えております。以上でございます。

○議員（7番 川島正寿君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 7番、川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 現在この143号の道路は、今後の見通しとして山陰道につないでいくという名目的なのがただというふうに思います。われわれから考えてみまするのに、過去において何回となくそういった要望は提出してまいりました。今回のこの143号は、補助金を念頭に置き、そしてまた便利良さということのアピールはできておりますが、町当局が計画されたことはさっさととなり、われわれ本当に住民なりが願ったことはなかなか採択されないというふうにも思われる面があります。そういった面で、今後構造改善で3町合併しまして、まだいろいろと部落間連絡道路等、見直しをしていただきたいところがあると思います。そういった点についてどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 7番議員さん、川島議員さん、ただ今の発言の中に143号という言葉が出ましたけれど、145号の間違いですね。

○議員（7番 川島正寿君） すみません、目が悪かったもので読み違えました。

○議長（鹿島 功君） はい、答弁、町長。

○町長（山口隆之君） 議長。川島議員さんの質問に私の方から答弁させていただきます。先ほど来、課長が申し上げておりますように、町道の認定の基準というのは町としての一定の考え方は持つてはおるわけでありませう。

ただ基本的には、やっぱり町道として、認定するからには、多くの方が広域的な活用をしていただくということがまずは大きな視点になろうというふうに思っております。特にほ場整備等で整備された農道等につきましては、基本的には、やはり農道管理者である事業者である改良区等がまずは管理していくことが筋であろうというふうに思っております。その機能が広域的な機能を有するということであれば、またそれは議論の中で町道に認定していくということも考えられるんでないかというふうに思っております。

すが、いずれにしても基本的には役割をそれぞれ分けてやはり管理していくことが大事だろうというふうに思っております、まあ地域の道路は地域の皆さんで、さらにはもう少し広域なところについてはその地区で、あるいは利益を共有する農道等でありましたら農業者で、さらにはそれがもっと広い範囲な中での活用されるそういった広域的なものについては町道なりあるいは県なりという、道としてもそれぞれ役割を持ちながら管理をしていくことが必要であろうというふうに思っております。

で、今回の場合は、これは先ほど議員さんからもご説明がありましたように、高速道路大山のインターとそれから庄内の県道とさらには所子地区、ここを結んでいく道路ということで、非常にこの道路を整備することによってこの地域の利便が上がるということの中で、この農道を町道としてまず、認定をしてからでないで町道の補助事業の整備ができないということですので、そういった広域的な、これから広域的に活用される道路としての活用が成されるという視点の中で、このたび町として町道に認定を、改良区と協議をする中で、町道に認定をさせていただいたという考え方でございますので、そこら辺のところは是非ともご理解いただきたいなというふうに思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第145号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第145号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第146号

○議長（鹿島 功君） 日程第8、議案第146号 大山町飯戸辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第146号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第146号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第147号

○議長（鹿島 功君） 日程第9、議案第147号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第147号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第147号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第148号

○議長（鹿島 功君） 日程第10、議案第148号 平成19年度大山町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（17番 野口俊明君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口俊明君） 数点質疑させていただきます。まず、4ページ歳入のところですが、60款県支出金の……。

○議長（鹿島 功君） ちょっと大きい声をしていただけませんか。

○議員（17番 野口俊明君） はい、分かりました。60款県支出金で農林水産の野生鳥獣等被害防止対策事業補助金について、これはまあ、支出でいえば17ページに20万出ているわけですが、これについての詳細説明をお願いいたします。

それから65款財産収入の土地売り払い収入についてご説明お願いします。

それから70款寄附金、農林水産施設の災害の復旧寄附金でございますが、これはまあその前に55款等でも3,200万からの受けておりますが、この災害復旧についてのこの詳細説明をお願いいたします。

続きまして、財産管理、歳出でございます。用地取得ですが、これは県より阿弥陀川河

川敷きを購入するという事で119万6,000円出ておりますが、これの購入場所等、詳細に目的等ご説明いただきたいと思っております。

続きまして、30款負担金補助金の生きがい林業促進事業補助金9万6,000円出ております。これについてご説明お願いいたします。それから……

○議長（鹿島 功君） えー、野口議員、ページ数を言ってください。

○議員（17番 野口俊明君） ページ数ね、はい。17ページ、続いて20ページです。商工費の企業誘致費で職業紹介責任者講習参加負担金が1万3,000円出ておりますが、これについての説明をお願いいたします。

続いてもう一点、60款30ページ、災害復旧費です。下蚊屋ダムの災害復旧事業負担金が出ておりますが、これについての説明をお願いいたします。数がありますので、ゆっくりと分かりやすいように説明してください。

○議長（鹿島 功君） その前に、執行部の方、ただいまの質問についてだいたい全部聞き取りされましたでしょうか。漏れがあったらもう1回、質疑させていただけないといけません、質問を。いいですか。はい、それでは答弁をお願いいたします。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。野口議員さんの質問には、それぞれ担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） 農林水産課の関係につきまして答弁いたします。まず、4ページの農林水産業費県補助金の中の野生鳥獣等被害防止対策事業費補助金でございます。10万円計上いたしております。これにつきましては、いのしし等の有害鳥獣の捕獲ということで、その被害を防ぐ施設を設置するといったものでございまして、いのししを捕獲します檻を2基購入をするといったものでございまして、これに対する県の補助金が2分の1、10万円ございます。その計上でございます。

次に、5ページでございます。災害復旧費の寄附金、農林水産施設災害復旧費寄附金でございますが、これにつきましては、現在中山地内及び名和で32箇所の補助災がございます。また合わせまして、補助災とならない単独災が67箇所ございます。これにつきまして、施設につきましては15%、農地につきましては10%の地元負担金、寄附金をいただくようにしています。その額が775万6,000円でございます。

次に、18ページの林業振興費の中の負担金補助及び交付金でございます。生きがい林業促進事業補助金としまして計上しておりますのは、現在小竹地内の方で、生きがい林業の方の山の間伐でありますとか下草刈り等の事業に取り組んでいただいておりますが、今回当初0.44ヘクタールの予定でございましたが、追加として0.37ヘクタール多く整備をしたいといった申し出がございましたので、その分につきまして、9万6,000円計上いたしております。

失礼しました。次30ページになります。農林水産施設災害復旧費の中の負担金及び交

付金下蚊屋ダム災害復旧事業費負担金でございます。これにつきましては、本年3月31日に下蚊屋ダム、それから丸山用水機場、5月15日には笠原用水機場が落雷によりまして、被害を受けております。電気関係の設備に被害を受けた関係がございまして、これの災害復旧といたしまして、国の方が65%の事業費を持ちます。残りの35%の事業費につきましては、鳥取県と関係いたします関係町、米子市、伯耆町、大山町、江府町で、受益面積の案分によりまして、負担金が確定をいたしてしております。これにつきましては県の方から負担の要請がございましたので、226万3,000円を計上いたしておるものでございます。以上です。

○総務課長（田中 豊君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） 続きまして5ページ財産収入の土地売却収入についてでございます。補正額は443万5,000円ということで、これの内訳としまして、このうちの324万円につきましては、旧中山中学校跡地に駐在所が予定されております。その部分につきましては、364平米、単価が9,000円ということでございます。もう1件は、阿弥陀川の河川敷につきまして、単価700円、面積1,708平米で県の河川敷を購入させていただくという予定でございます。

7ページの方ですが、同額歳出の方に計上しておりますが、これは購入の方の金額でございまして、歳入の方につきましては、町が取得しましたものを関係集落に売り払うということでの予算計上でございます。以上であります。

○観光商工課長（福留弘明君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） 20ページにつきまして、お答えさせていただきたいと思っております。職業紹介責任者講習会参加費負担金についてでございますが、これは公共職業安定所、いわゆるハローワーク以外のものが例え無料であっても、職業就職等について情報を紹介する場合には、職業紹介責任者という資格とございますか、講習を受けて資格認定を受ける必要があるということございまして、本町が独自にホームページ、あるいは町報等で就職情報を町民の皆さまに紹介をするために必要な資格でありますので、これの受講料でございます。以上でございます。

○議員（17番 野口俊明君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 待ってくださいよ。答弁は全部済みましたか。はい。野口俊明君。

○議員（17番 野口俊明君） だいたい分かりました。今のいのししの檻2基ということですが、これ今現在、今までに町にいろいろ合併前から買ってあるわけですが、何か場合によって有効に使われていないのではないかという観点もあるわけですが、今回の買われる檻がどこにどういうふうな活用にされるのか、ちょっと聞いてみたいと思いますし、また以前のものの管理ですね、これについてどのようになっているのかちょっと

お聞きしたいと思います。

それから観光課長のハローワークのあれですが、ハローワークでない、20ページのこの職業紹介責任者講習参加負担金ということで、ハローワーク以外でもこういう斡旋とかっていうことになる、こういう資格を持たなければならないということですが、例えばこれは町に一人おればいいのか、または数人もいるのか、その人が例えば不在の時にはそういう業務をやってはならないとか、いろんなこともあるわけですね。資格が一つあればそれで事業ができる場合とそうでない場合等があるわけで、そういう点についてはどうなのかということは聞いてみたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 答弁、町長。

○町長（山口隆之君） 議長。野口議員さんの再質問もそれぞれ担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） 野生鳥獣の関係の再質問にお答えいたします。いのししの檻を今回2基予定をいたしておりますが、いのししにつきましてはこれまで檻、最近では電気柵といったことでのいのしし対策を行なっておるところでございます。今回の2基につきましては、旧大山の赤松地内に2基要望がまいっております、設置の予定でございます。

またこれまでの檻はどうなのかということでございますが、旧町のときに取り組まれた檻設置もあるというふう聞いておりますが、何台設置してあるのか、またどういった状況なのかは、現在のところちょっと把握いたしておりませんので、今後調査をしてみたいというふうに思っています。

○観光商工課長（福留弘明君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） 職業紹介責任者講習会につきましてはの再質問にお答えさせていただきます。まず、この責任者でございますが、事業所規模によりまして、必要設置人数が定められておりまして、本町の規模の場合には、1名以上であればよいということになっております。

またこの資格は、管理者責任でございまして、その紹介をする事業所に設置をするということで、その業務を他の従業者が行なってもかまわないという性格のものでございます。以上でございます。

○議員（17番 野口俊明君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 17番、野口俊明君。

○議員（17番 野口俊明君） まああの今、いわゆる詳細説明いただいたわけでありまして、全般においてですね、議案の質疑は議員がするのが当たり前、それが議員の責任だというような格好もあるかもしれません。

しかし、何と申しますか、もう少し執行部側については、当初の議案提案の時に、議員に対する提出議案の説明があってもいいのではないかという気がするわけです。特に今度は3月になって、新年度予算ということになってきた場合に、本当にもう少ししていただければ質問もしなくてもすむような問題も出てこようではないかという気がするわけですが。まあ、旧町の時のことをいっちゃあ、今もう3年も経つわけで、あまりおもしろくないかもしれませんが、旧町の時なんか、町長が提案説明をし、その後それについて各課長が補足説明もしていった経過があるわけです。もう少し私としては、この合併して3年間試みて、この議案について確かにわれわれも勉強して質問はするべきでしょうし、それが当たり前だかもしれませんが、あまりにも単純なこととかいろんなことについて、少し補足説明が足りないような気がするんですが、町長、どう思っておられるか伺いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 答弁、町長。

○町長（山口隆之君） 議長。野口議員さんの再質問に答弁させていただきますが、議案提案の時に提案理由という形で説明させていただいてるわけですが、なかなか詳細について提案理由の中で説明できない部分もあるわけですが。まあそういった野口議員さんのご意見もあろうかと思っておりますので、今後また議会の方と協議をしながら、円滑な進め方をお互いに確認し合っていければというふうに思う次第であります。以上であります。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 1点だけ質問させていただきます。歳入の中の6ページ、節で35商工費雑入のところで南光河原の駐車場貸付料が34万減額になっております。この理由をご説明願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 答弁、町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岩井議員さんのご質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○観光商工課長（福留弘明君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） 岩井議員さんのご質問にお答えいたします。南光河原駐車場貸付料34万円の減額をお願いをしておるわけですが、これの減額理由でございます。南光河原の駐車場に使用しております土地は林野庁の用地を町が借用いたしまして、それを駐車場として使用していただいておりますわけですが、以前自然公園財団というところが有料駐車場として運用しておりました時には、この貸付料を町の方が自然公園財団から徴収をしておりました。

しかしながら2年前から駐車場が無料化をされたために、そして管理が大山町観光協会

の管理となったために、駐車場の収入がなくなったため、この用地代を観光協会から徴収することが不適合となったということで判断をいたしまして、昨年度からこの貸付料の徴収をいたしておりませんでした。当初予算計上の際に、その点を見落としとしておりまして、当初予算に計上がされていたことが判明いたしましたことで、このたび誤りを正させていただくために減額補正をお願いしているところでございます。今後、歳入予算等の策定の際に、こういった見落としがないように注意をさせていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。以上です。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 9番、秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 1点だけお願いします。災害復旧ですけれど、まあこのたび今議会が済んだら多分発注される予定だろうと思えますけど、来春までに作付けに支障のないように工事完了ということは間違いなくできるのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 答弁、町長。

○町長（山口隆之君） 議長。秋田議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） 災害復旧の関係でございますが、現在町の方での作業の内容につきましては、先月査定が終わりまして、査定設計から実施設計の設計の現在修正を行っております。で、今の予定では計画変更承認申請書というのを国が出しますし、また施越申請、合わせまして事前着工、いわゆる交付決定が来る前に事前着工といった申請を現在行っております。早ければ、来年年が明けまして1月には工事を発注したいというふうに考えております。補助災が32件でございますけれど、工事件数としては約10件ぐらいに絞りこんだ件数になると思っております。

また、昨年でもでしたけれど、春の植え付けまでに間に合わずということで、現在は考えております。ただ同じ箇所にも2点、3点といった関係で現場がありますと、順に復旧していくということになりますので、そういったところにつきましては若干4月5月に入る可能性もございます。これにつきましては、繰越手続きをいたしまして繰越をし、植え付けまでには間に合うようにしたいというふうに考えております。以上です。

○議員（9番 秋田美喜雄君） はい、分かりました。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。14番、岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 22ページの13節委託料のところですが、先ほど議案第145号で町道認定ございました。地方道路の町道所中高線、これの臨時交付金事業ということで委託料820万円計上してございますが、これは全線拡幅の計画でしょうか。詳しい説明をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 答弁、町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岡田議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 地域整備課長。

○地域整備課長（押村彰文君） 岡田議員さんのご質問にお答えいたします。このたび町道認定をいただきました町道所子中高線、これの測量委託料を計上させていただいてるところでございます。この道路の整備計画につきましては、全延長740メートル程度でございますけれど、このうち550メートル程度は現道を拡幅整備をするという計画でございます。残りしました約200メートル程度につきましては、新たに所子の工業団地を造成しようとしている計画地でございますので、この部分につきましては、道路を新設するという計画でございます。現在の道路計画では、二車線の道路で整備したいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議員（19番 荒松廣志君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 19番、荒松廣志君。

○議員（19番 荒松廣志君） 1点だけ、お伺いしたいと思いますが、13ページ、障害者福祉委託料ですね、日中一時支援事業委託料223万計上してあります。これについて説明をいただきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 答弁、町長。

○町長（山口隆之君） 議長。荒松議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 日中一時支援事業についてご説明をさせていただきます。

この事業の目的、内容ですけれども、休日、放課後、あるいは長期休暇等に障害児、あるいは障害のある方を、日中一時的に施設等において預かることで障害者の保護者の負担を軽減するというものであります。その際の費用の一部を地域生活支援給付費として支給するものであります。今回の補正は、現在までの利用実績により予算が不足することが見込まれましたので、補正をさせていただきました。この事業につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担ということでございます。以上であります。

○議員（19番 荒松廣志君） 了解。

○議長（鹿島 功君） 他にありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第148号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第148号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 149号

○議長（鹿島 功君） 日程第11、議案第149号 平成19年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第149号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第149号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 150号

○議長（鹿島 功君） 日程第12、議案第150号 平成19年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第150号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第150号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 151号

○議長（鹿島 功君） 日程第 13、議案第 151号 平成 19年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 151号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第 151号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 152号

○議長（鹿島 功君） 日程第 14、議案第 152号 平成 19年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 3号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 152号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第 152号は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 153号

○議長（鹿島 功君） 日程第 15、議案第 153号 平成 19年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第 2号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第153号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第153号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第154号

○議長（鹿島 功君） 日程第16、議案第154号 平成19年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第154号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第154号は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第155号

○議長（鹿島 功君） 日程第17、議案第155号 平成19年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第155号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第155号は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第156号

○議長（鹿島 功君） 日程第18、議案第156号 平成19年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第156号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第156号は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第157号

○議長（鹿島 功君） 日程第19、議案第157号 平成19年度大山町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第157号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、議案第157号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩にしたいと思います。再開は、10時40分からにしたいと思います。

午前 10 時 27 分 休憩

午前 10 時 42 分 再開

日程第 20 陳情第 13 号

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。日程第 20、陳情第 13 号「JR 不採用問題の解決に向けた協議の開始を求める意見書」の提出を求める陳情についてを議題とします。審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、椎木 学君。

○総務常任委員長（椎木 学君） 総務常任委員会の委員長の椎木でございます。ただいま議題となりました陳情第 13 号「JR 不採用問題の解決に向けた協議の開始を求める意見書」の提出を求める陳情につきまして、総務常任委員会の審査結果の報告をいたします。審査年月日は、平成 19 年 12 月 14 日、審査人数は総務委員会の 7 名です。

この陳情にある、国鉄分割・民営化にともなう不採用問題の件に関して、当委員会是不当労働行為の有無を判断できる立場になく、また 2003 年 12 月 22 日、最高府である最高裁判所は「JR は、不当労働行為の責任を負うべき使用者にあたらぬ。」との判断のもとに、中央労働委員会及び国鉄労働組合の上告申立てを棄却しており、法的にも一応の決着が付けられていることから、この判決を尊重するのみであり、よって全会一致で不採択すべきものと決しました。以上で、総務常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから陳情第 13 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。従って陳情第 13 号は、委員長の報告のとおり、不採択とすることに決定しました。

日程第 21 陳情第 14 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 21、陳情第 14 号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める陳情についてを議題とします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長 秋田美喜雄君。

○教育民生常任委員長（秋田美喜雄君） ただいま議題となりました陳情第 14 号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める陳情について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成19年12月18日、7人委員全員で審査いたしました。

陳情内容は、介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める陳情であります。

昨年の通常国会で、「医療制度改革関連法」が成立し、介護療養病床の廃止や医療療養病床の大幅な削減計画が規定されました。

介護療養の転換先として、介護老人保健施設や特定施設が示されてはいますが、介護老人保健施設や介護療養型医療施設も定員いっぱいの状況から、このまま介護療養病床が廃止されれば、どこにも行き場のない人たちが生じることが懸念されます。

しかしながら、「医療制度改革関連法」もすでに成立しており、療養病床転換への支援措置も図られていることから、趣旨採択と決しました。以上で、教育民生常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」 の声あり 〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」 の声あり 〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第14号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、陳情第14号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

日程第22 陳情第15号

○議長（鹿島 功君） 日程第22 陳情第15号 「保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書」採択を求める陳情についてを議題とします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長 秋田美喜雄君。

○教育民生常任委員長（秋田美喜雄君） ただいま議題になりました陳情第15号 「保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書」採択を求める陳情について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は平成19年12月18日、7人委員全員で審査いたしました。

陳情内容は、歯や口腔を健康な状態に保ち、咀嚼や口腔機能を維持・回復することは、全身の健康の増進や国民医療費の節減にも役立つことが実証されていますが、現実的には歯科診療報酬が抑制されているため、保険給付範囲は年々縮小され、患者の自己負担額は、逆に増加の傾向にあります。

このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障をきたすだけでなく、国民医療費の節減に逆行することになりかねないことから、願意は妥当として採択することに決しました。以上で、教育民生常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第15号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第15号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第23 発議案第10号

○議長（鹿島 功君） 日程第23、発議案第10号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 教育民生常任委員会委員長 秋田美喜雄君。

○教育民生常任委員長（秋田美喜雄君） ただいま議題となりました発議案第10号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、陳情第15号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を發議するものであります。意見書を朗読いたします。

保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書、歯や口腔を健康な状態に保ち、そしゃくや口腔機能を維持・回復することは全身の健康の増進や療養・介護のQOLを向上させ、国民医療費節減にも役立っていることが{8020運動}によって実証されている。

また多くの国民は、歯科医療について保険の利く範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいる。

しかし現実の歯科医療では、歯科診療報酬が抑制されているため、このような国民の要望に反して保険給付範囲が年々縮小されている。

例えば平成18年の診療報酬改定では、歯周病の定期的管理の条件が厳しくされ、日本歯周病学会員の82%が「歯周病の治療ができにくくなった」との調査結果(宮崎・鹿児島・沖縄3県歯科医師会会員並びに日本臨床歯周病学会会員アンケート)に端的に示されているように、事実上歯周病の治療・定期的管理は保険で行えなくなった。

また義歯の作成・調整のための診療報酬が低く抑えられるとともに厳しい条件が付加されたために、従来以上に保険でよりよくかめる入れ歯の提供が困難になっている。

これらのことから、歯科医師だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きているなど、将来の歯科医療確保さえ危ぶまれる状況に陥っている。

このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障をきたすだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになりかねない。

よって、国会、政府におかれては、保険で歯周病の治療・管理が十分にできるとともに、保険でよりよくかめる入れ歯が提供できるなど、保険でよりよい歯科医療が行えるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成19年12月20日鳥取県大山町議会。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆参両議院議長。以上であります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」 の声あり 〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありますか。

〔 「なし」 の声あり 〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、発議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第24 発議案第11号

○議長（鹿島 功君） 日程第24、発議案第11号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 経済建設常任委員会委員長 足立敏雄君。

○経済建設常任委員長（足立敏雄君） ただいま議題となりました発議案第11号「道路特定財源の確保に関する意見書の提出について」提案理由のご説明をいたします。

平成19年12月11日経済建設常任委員会に付託された「道路特定財源の確保に関する意見書の提出について」、12月17日に委員7人全員で審査をいたしました。この審査に先だちまして、全員協議会で国交省から現在の状況等を説明を求め、その結果、道路は国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、地方の自主・自立を高

め、安全安心で活力に満ちた地域社会の実現や、企業誘致、雇用の促進の観点からも整備は必要不可欠である。また本町においても、現在山陰道、名和中山間等が事業化され、これの影響も多大であるという意見等も出されました。その結果、この道路整備を促進するためには、道路特定財源の確保は是非とも必要である等の理由により、賛成多数で採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、引き続き意見書を朗読いたします。

道路特定財源の確保に関する意見書。道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、また高齢化・少子化が進展している中、地域間格差を是正し、地方の自主・自立を高め、安全・安心で活力に満ちた地域社会の実現を目指すためには、高規格幹線道路や地域高規格道路を含む道路整備は必要不可欠である。

中でも、高規格幹線道路のうち、中国横断自動車道「姫路鳥取線」は、公表された供用予定年度に遅れることのないよう、また「山陰道」は遅くとも今後10年以内の全線供用開始が地域住民から強く求められている。

また、地域高規格道路については、(鳥取豊岡宮津自動車道の一部を成し国土交通省で事業中の「国道9号駒馳山バイパス」及び「岩美道路」／江府三次道路の一部を成す「国道183号鍬掛峠道路」)あつ、失礼、の整備促進にも大きな期待が寄せられている。

生活道路を含め、これらの道路整備に対する地域住民のニーズに応えるためには、道路特定財源の確保が是非とも必要である。

よって、国におかれては、このような地方の実情を深く認識され、次の事項を実現されるよう強く要望する。

1 道路特定財源については、暫定税率を向こう10年間維持し、地方の道路整備の実態を踏まえ、硬直的で一律な予算シーリングの設定をやめ、受益者負担という制度の趣旨にのっとり、全て道路整備に充当すること。

2 遅れている地方の道路整備に重点投資するため、道路特定財源の傾斜配分を行うこと。あわせて、地方道路整備臨時交付金の継続及び交付割合の引き上げなどにより、地方の道路財源措置を充実すること。

3 今後増大する老朽化橋梁など、道路施設の維持管理・補修に、道路特定財源を重点的に配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年12月20日鳥取県大山町議会、あて先は、内閣総理大臣・財務大臣・国土交通大臣・衆議院議長・参議院議長。以上であります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。16番、椎木学君。

○議員（16番 椎木 学君） 意見書案の上から10行目ではありますが、国道183号この字で間違いないでしょうか。委員長確認お願いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 委員長。ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 4 分 休憩

午前 11 時 5 分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（足立敏雄君） 先ほど読み上げました意見書の中に字句の間違いがございましたので、訂正させていただきたいと思っております。先ほどご指摘がありました国道 183 号、このところの字がですね、金へんにこれは健康の健かな、金へんに健康の健を書いて鍵掛という具合に訂正をお願いいたします。それからその下の文の中に、「道路特定財源の確保が是正とも必要である」と書いておると思いますが、それを「是非とも必要である」という具合に字句の訂正、この 2カ所、お願いしたいと思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） それでは、変換間違いの軽微な修正でございますので、議長の下でこれは訂正していただきますように、よろしくをお願いいたします。16 番議員、椎木議員いいでしょうか。

○議員（16 番 椎木 学君） 了解しました。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第 11 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、発議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25 新町まちづくり調査特別委員会の調査報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第 25、新町まちづくり調査特別委員会の調査報告についてを議題にいたします。調査結果の報告を求めます。新町まちづくり調査特別委員会委員長二宮淳一君。

○新町まちづくり調査特別委員会委員長（二宮淳一君） ただいま議題になりました新町まちづくり調査特別委員会の調査結果につきまして、報告をいたします。

新町まちづくり調査特別委員会は、平成 17 年 6 月 16 日に設置して以来、2 年 6 カ月にわたり、合併協議会で策定された「新町まちづくり計画」の着実な実現に向けて、議論

を重ねてきました。

合併協議会で協議が進められた主要な事業は、ハード面ではおよそ30項目、ソフト面では大山恵みの里構想を中心に、新しいまちづくりに向けた取り組みが進んでいます。ハード面では、すでに着工ないしは整備が完了し、成果をあげつつある事業もあります。

当委員会では、まず本町の今後の命運を担う一大事業として、地域情報通信基盤事業を捉え、調査研究のテーマに置いて、慎重に検証を加えながら進んでまいりました。

次に、財政の安定を基本に、「大山恵みの里プラン」をさらに喫緊の行政課題である「地域自治組織」について協議を重ねてきました。

主なテーマについて、概ね当初の目的を達成しましたので、本特別委員会がこれまで取り組んできた活動及び成果について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告いたします。

1. 地域情報通信基盤整備事業について、予算総額30億円にもおよぶ大規模事業について、平成17年6月23日に第1回委員会を開催以来、執行部から細部にわたり事業概要の説明を受け、研究に努めてきました。

また、特別委員会で独自の先進地事例調査研究、これは日南町、岡山県鏡野町、同じく建部町の視察を行い、見識を深めてまいりました。

さらには、事業計画に関係する業者や新システム提案事業者の出席を求め、それぞれの事業内容・事業費等の説明を受け、競争の原理や費用対効果の視点で、執行部から提案された計画案や契約する事業者選定等について、あらゆる角度から質疑、提言を行いますとともに、計7回の委員会を開催し、事業費の縮減と質の高い事業の実施を求めてまいりました。

平成18年度には、事業に着工の運びとなり、工事も本格化。平成19年7月末には竣工し、8月1日からは町内全域でケーブルテレビの視聴やインターネット通信の利用が可能となりました。

本事業費の決算額は、15億8,000万円、また契約した中海テレビから加入促進等の提案を得て、加入率は86.9%と高く、当委員会の求めに対し、その努力と成果を見ることができました。

今後は、本事業により整備された地域情報通信基盤の有意義な利活用が求められますが、中でも、とりわけスタートして間もないケーブルテレビ、大山3チャンネルの自主放送について、町内に潜在するボランティア的な人材の発掘と確保により、スタッフ体制の充実を図り、放送内容のさらなる充実に努められよう要望いたします。

また、財政面を考慮しつつも、情報通信の双方向の利活用を行い、本庁・支所間や、住民要望や相談業務に対応する窓口と本課との接続、さらには独居高齢者と福祉・保健関係部署との接続など、町民の皆さんの効率性とサービス向上のため、テレビ電話の実現に向けた努力をされるよう重ねて要望いたします。

2. 大山恵みの里づくりプランについて、平成18年4月27日に、執行部から「大山恵みの里づくりプラン策定プロジェクト推進会議」の活動状況についての報告を受けて以来、随時委員会を開催してプランの具現化に向けた取り組みの確認や、この計画の方向性について意見・提言を行ってまいりました。

平成19年度には、民間公募により地域プロデューサーを採用し、プランの具現化に向け本格的なスタートを切り、7月には、財団法人「大山恵みの里公社」を設立して、その主要な事業が現在進行しつつあります。

今後は、プラン実現の中核となる情報発信・交流拠点施設の建設が実施されますが、この施設は、将来の本町の産業・雇用・地域活性化に向けた拠点となる重要な施設であり、その立地(場所)・規模・活用計画については、集客ターゲットを明確化し、山陰道県中西部全線開通を念頭に入れたマーケティング調査等の具体的な検討が、必要な時期であります。

また、町内の関係施設間の有効な利活用計画や、地元食材を生かしたレストランの設置、大山ブランド直販等を含め、施設の整備内容について、今一度検討されるよう要望いたします。交流拠点施設建設については、熟考のうえ、利活用計画を明確化し、適地に建設されるよう、強く要望いたします。

3. 地域自治組織の取り組みについて、本町の地域・組織活動の現況は、人口減少、少子高齢化、若者やリーダー的担い手不足、集落内交流、いわゆるコミュニティの減少、集落機能の低下、地域活動への危機感欠如等が進んでいます。

高齢化の状況は、平成19年8月31日現在、大山町平均は30.8%で、中山地区30.6%、名和地区32.8%、大山地区28.9%、集落別では、40%台から20%台、これは新団地関係を除いております、と、非常に幅があります。

また伝統、文化、コミュニティ活動などにおいても、地区間・集落間の活動内容や意識に格差が生じています。

国や時流の方向性は、中央集権型から地方分権型へ、行政主導から住民主体へ、行政と住民の協働によるむらづくり・まちづくりへ、住民自らが考え自ら創るという取り組みが求められる時代へと移行しています。

その背景には、三位一体の改革にともなう地方財政の逼迫や市町村合併による地方分権促進の流れがありますが、この取り組みの有無が、将来の地域活動、地域活力におよぶ可能性を含んでいます。

このような現況のなか、住民が暮らしやすい、暮らし甲斐のある地域を創るため、住民自らが主体となって地域(集落を含む)の将来を考え、活動計画をたて取り組むことが重要となっています。

地域自治組織の基本は、住民自らが主体となり計画をたてて、活動していくものであり、その活動の範囲は、教育、福祉、産業、文化、伝統など多分野にわたっています。

地域コミュニティの基本単位は、集落・自治会であり、その機能を残しながら、さらに活力ある地域づくりを推進するため、組織の構成単位は多分野の事業活動を考慮し、旧校区単位が望ましいと考えられます。

事業実施にあたっては、住民の十分な理解を得るための啓発活動やリーダー養成等、時間をかけた取り組みが不可欠でありますとともに、住民や各集落代表による具体的な特色ある地域づくりの活動計画、事業実施要領の整備等について、十分に協議・立案して、住民に分かりやすく、また老若男女の参画や協力が得られる仕組みや取り組みが求められております。

少子高齢化・地域コミュニティの低下が進行しています今日、地域自治組織の取り組みは、地域力を高めるため早期に取り組むべき課題であり、住民の理解を得ながら、行政としてその実現に向け、鋭意努力されるよう強く要望いたします。

なお、新町まちづくりは、永遠のテーマであります。本委員会に付議された調査は限られた任期の中での作業であり、この報告をもって調査は終了といたします。以上です。

○議長（鹿島 功君） 委員長報告に対し、質疑があれば許します。

[「なし」の声あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、以上で新町まちづくり調査特別委員会の調査報告を終わります。

日程第 26 行財政調査特別委員会の調査報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第 26、行財政調査特別委員会の調査報告についてを議題にいたします。調査結果の報告を求めます。行財政調査特別委員会委員長 岡田 聰君。

○行財政調査特別委員会委員長（岡田 聰君） 行財政調査特別委員会の報告をいたします。読み上げて報告といたします。

行財政調査特別委員会報告書、平成 19 年 12 月 20 日、大山町議会議長 鹿島 功様、行財政調査特別委員会委員長 岡田聰。

当委員会は、平成 17 年 6 月に設置以来、大山町行財政のあり方について協議を重ね、簡素で効率的な町行政を実現するための重要課題として、7 項目の提言を行った。活動成果として以下に提言内容とその実施状況について、会議規則第 77 条の規定により下記のとおり報告いたします。

記、1. 補助金の見直し・削減、作成された大山町補助金交付基準に沿って厳格に審査し、特に行政効果及び地域の活性化等を重点に考慮し、実施されたい。

（まとめ）平成 20 年度から、各種団体に対する単町補助金は、予算要求のあったもの全てを財政担当者が 1 件査定を基準に取り組みを進めることとされている。

従来、主管課で補助金交付団体の運営状況を審査し、予算要求してきた結果、20 年度は、総務課財政担当が公平・公正な視点で補助金交付の適否を判断するため、予算要求時

に各種団体の決算書の添付を求めて、一律10%カットのようなやり方を廃し、各団体の運営状況を1件ずつ勘案しながら年度ごとに補助金を決定する方式に改められ、場合によって不用額、繰越金の多い団体は、ゼロ査定や大幅な減額を行う方針も決定されるなど、補助金の見直し・削減への改革が進められている。

今後においても、すべての補助金が有効に活用されるよう、また場合によっては、地域の活性化に資する補助金制度の創設等も含め、継続的な補助金見直しに努められたい。

2. 指定管理者制度の活用、財政負担（管理経費も含む）の軽減が可能な施設から早急に導入するよう鋭意努力されたい。特に、山香荘や中山温泉館等。

（まとめ）指定管理者制度については、昨年10月1日から中山・大山の2つの保健福祉施設を、本年4月1日からは、なかやま温泉館・生活想像館、地域休養施設 山香荘、各農業者トレーニングセンター、名和スポーツランドなどの社会体育施設、大山スポーツ公園の4件、合計23施設について、指定管理者制度が導入されている。

指定管理者制度を導入したことに伴い、平成18年度と比較し2,500万円の経費節減が図られるなど相当の効果をあげている。

反面、社会体育施設を中心に、施設管理の状況が悪くなったという声も聞くが、今後においても、指定管理者制度の導入の検討を行い、さらなる施設の維持管理経費削減に努められたい。

3. 施設の統合、保育所の統合については、当面、現有施設を基にした統合を19年度から20年度を目途に進められたい。

小学校の統合については、先ず分校の本校への統合に向け合意形成を図るべく、19年度から20年度を目途に進められたい。

（まとめ）保育所の統廃合や、旧大山地区小学校の本校2校、分校1校の統廃合、そして、中学校の統廃合については、教育委員会からの諮問を受け、大山町教育審議会で審議されている。

答申は本年12月末に行われるとのことであるが、答申の後は速やかにパブリックコメント等により町民の意見集約に努められ、その結果も考慮しながら、10年から20年先を見据えた学校施設のあり方、教育行政の方向を示されたい。尚、赤松分校の本校への統合は特に検討されたい。

4. 町有財産の有効活用、町有地や町有施設等の活用を図るべきであるが、活用出来ないものについては、早急に処分されたい。処分については具体的に対象物件をあげ、年度計画を立てて進められたい。

（まとめ）議会においては、町有地等活用調査特別委員会を設置し、町有財産の有効活用について審議を重ねてきている。

財政逼迫の折、自主財源確保の観点から、旧中山中学校跡地、旧大山町役場職員駐車場はじめ処分可能な遊休地については、この特別委員会と連携をしながら、早期の活用や処

分に向けた取り組みを進められたい。

5. 組織・機構の見直し、組織・機構（特に総合支所方式）は合理的かつ効率的か。19年度から20年度には見直しされたい。

（まとめ）合併後2年8カ月が経過し、組織・機構における様々な課題が生まれ、合併協議会で決定された総合支所方式が、合理性かつ効率性の観点から、望ましい組織・機構のあり方か否か議論の必要性が生じてきた。そこで、新たに20年度に向けては、業務のだぶりや無駄を無くす、大半の業務を支所で完結出来るようにする、職員の意識の向上を図る、職員定数の削減に見合った組織にする、等々の観点から、本庁方式から分庁方式（本課分散方式）への転換が示された。

今後は、町民に十分な説明を行いながら、町民にとって、極端なサービス低下や利便性の低下にならないように配慮し、最善の方式を決定されたい。

6. 職員定数管理、退職金割り増しの優遇措置を設けてでも、定数削減のより一層の期間短縮を図られたい。

（まとめ）平成16年12月施行の法律第118号 行財政改革推進法（略称）により、各地方自治体も平成17年4月1日から平成22年4月1日までの5カ年間で4.6%を上回る職員の純減を求められている（国は5%）。本町では町財政が厳しさを増す中、経常的経費を抑制するためには更なる人員の削減が必要であるとして、町独自の目標値を大山町職員適正化計画の中で、「平成17年4月1日現在の職員数266人を5年間で22人（8.3%）削減し、平成22年4月1日の職員数を244人とする」と設定して進められている。

平成19年4月1日現在では251人、更に、本年1年限りの運用を前提に、早期退職者の勧奨を目的とした退職勧奨要綱を策定され、早期退職者を募集した結果、希望者が12人あり、定年退職者の3人を合わせると本年度末には、15人の退職者が生じる予定だそうである。

また現業職から一般職への職種転換希望者3人や若干の新規採用者を考慮しても、平成19年4月1日現在の職員数251人が、平成20年4月1日には240人となる見込みである。目標を2年前倒して進められており、その努力に敬意を表するものである。

今後においては、組織・機構の見直しや事務事業の見直しと合わせながら、極端な町民サービス低下を招かぬよう配慮し、更には将来に向けて職員構成の歪や行政力の低下を来たさないように考慮しながら、より効率的な職員の定数管理に努められたい。

7. 非常勤特別職に定年制を、原則70歳を定年とされたい。

（まとめ）非常勤特別職はその適用は広く、また定年の概念はないようである。現行の非常勤特別職の中で、70歳以上の委員が多数在任されており、選挙管理委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、交通安全指導員、各種審査会委員及び附属機関の委員等に与える影響が懸念されるようである。また壮健な高齢者が増えている現状の中では、論拠も

必要であり適切ではない面もある。

この提案は、特定の職種を対象としたものであり、相談員とか施設管理に携わる館長などの非常勤特別職を新たに任命する際の、目安とされたい。

行財政はまだまだ広く永く続く課題ですが、限られた任期の中での作業であり、本委員会に付議された調査は、この報告をもって終了いたします。

○議長（鹿島 功君） 委員長の報告に対し、質疑があれば許します。

〔 「なし」の声あり 〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、以上で行財政調査特別委員会の調査報告を終わります。

日程第 27 議員派遣について

○議長（鹿島 功君） 日程第 27、議員派遣についてを議題にします。会議規則第 119 条の規定により、お手元にお配りしましたとおり、議員の派遣をしたいと思います。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 28 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第 28、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 29 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第 29、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 30 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第 30、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

経済建設常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 31 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第 31、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、臨時会を含む次の議会の運営を円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において議会運営に関する事項を継続調査したい旨の申し出がございました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

これで会議を閉じます。平成 19 年第 11 回大山町議会定例会を閉会いたします。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立、礼。

午前 11 時 36 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員